

名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業の換地処分通知書
の送付に代える公告について

別表左欄に記載する者に対する、同表右欄の土地に係る土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第 103条第 1項の規定による名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第 133条第 1項及び同条第 2項において準用する同法第77条第 5項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告します。

令和 7年10月10日

名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業
施行者 名古屋市
代表者 名古屋市長 広 沢 一 郎

1 通知の内容

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第 103条第 1項の規定により、名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書、換地位置図及び換地各筆詳細図のとおり換地処分します。

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3か月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。なお、3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して、1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6か月以内に、名古屋市を被告として（訴訟において名古屋市を代表する者は名古屋市長となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6か月以内であっても、処分の日（審査請求をしたときは、裁決の日）の翌日から起算して 1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

2 その他

別紙明細書、換地位置図及び換地各筆詳細図は省略し、換地処分通知（写）を名古屋市北区上飯田東町 3丁目28番地 2に掲示します。

名古屋市住宅都市局市街地整備部大曾根北・筒井都市整備事務所

別表

書類の送付を受けるべき者		土地の表示
氏 名	住 所	
近藤 清一	名古屋市北区山田町 4 丁目89番地	名古屋市北区山田町 4丁目89番 4 名古屋市北区山田町 4丁目90番13
鈴木 雄太	愛知県犬山市字追分24 番地	名古屋市上飯田東町 4丁目54番 名古屋市上飯田東町 4丁目54番 1 名古屋市上飯田東町 4丁目54番 2 名古屋市上飯田東町 4丁目54番 3
松山 香織	神奈川県相模原市中央 区相模原三丁目 3番 5 号 ヴェルディーク相 模原駅前1201	名古屋市上飯田東町 2丁目39番 5
宮尾 親英	名古屋市北区山田北町 2丁目33番地 ライオ ンズガーデン大曽根 407号	名古屋市上飯田東町 2丁目65番 2 名古屋市上飯田東町 2丁目71番 名古屋市山田北町 2丁目28番 1 名古屋市山田北町 2丁目29番 1 名古屋市山田北町 2丁目33番
若原 敦志	愛知県知多市大草字四 方田 1番地の 1 ロイ ヤルハイツ四方田A202	名古屋市山田北町 2丁目 2番